



生 充 実

relife/

熟年離婚 その前に

財産分与 基本は「2分の1」

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活環境の変化から、「コロナ離婚」という言葉が生まれました。最近では長く連れ添った夫婦の離婚も目立ちます。この場合に、こじれがちなのが財産分与。考え方や身構えを専門家に聞きました。



財産分与をスムーズに進めるには?

乗井弥生弁護士への取材などから

まず財産を把握しよう

- 通帳
- 源泉徴収票
- 取引残高報告書
- 給与明細
- 不動産登記事項証明書
- 保険証書



共有財産のリストを作成

- | | | | |
|--------------------------|--------|----|--------|
| <input type="checkbox"/> | 不動産 | 土地 | _____円 |
| <input type="checkbox"/> | 不動産 | 建物 | _____円 |
| <input type="checkbox"/> | 預貯金 | 普通 | _____円 |
| <input type="checkbox"/> | 預貯金 | 定期 | _____円 |
| <input type="checkbox"/> | 生命保険 | | _____円 |
| <input type="checkbox"/> | 株式 | | _____円 |
| <input type="checkbox"/> | 自動車 | | _____円 |
| <input type="checkbox"/> | 退職金 | | _____円 |
| <input type="checkbox"/> | 住宅ローン | | _____円 |
| <input type="checkbox"/> | その他の負債 | | _____円 |



不動産の分与の考え方

例 夫名義の自宅不動産。離婚時の評価額が3千万円、住宅ローンが1千万円残っている。財産形成の寄与度は夫婦とも2分の1ずつ

分与の額は(3千万円-1千万円)÷2=1千万円

主な分与の方法

- 不動産を売却し、住宅ローン支払い後の残金を分け合う
- 夫が住み続け、1千万円を妻に支払う
- 妻が住み続け、賃借権を設定して夫に家賃を払う
- 妻に名義を移転し、妻が住宅ローンを支払う

ポイント

- 財産は互いに平等の権利を有する「2分の1ルール」が基本
- 財産分与を請求できるのは離婚後2年間
- 離婚を切り出す前に、財産や家計状況を把握しよう

民法は、離婚に際して相手に財産分与を請求できると定める。分け方の基本は「2分の1ルール」。法律上の規定ではないが、別居までに築いた財産は原則、互いに平等の権利を有しているとの考えだ。夫婦どちらかの単独名義の財産であっても、相手の協力があったり築くことができたことと解釈する。

乗井さんによると、かつては家事労働の貢献度が低くみられ、専業主婦の取り分が3割程度と判断された時代もあった。が、ここ20〜30年は「2分の1」とする判断が、裁判や協議の場で定着してきたという。

「『夫が稼いだお金だから』と妻は気兼ねしてあきらめなくていいんです」と乗井さん。妻が「有責配偶者」(夫婦関係を壊す原因を作った側)だとしても、財産分与は夫婦の共有財産を清算することなので、夫への請求は



厚生労働省の人口動態統計によると、離婚を選ぶカップルは年間21万組。うち4万組は同居期間が20年以上の、いわゆる熟年離婚だ。中でも同居35年以上の離婚は激増。1990年は1185件だったが、2018年は5倍以上の6134件となっている。

離婚案件を多く手がける乗井弥生弁護士(大阪弁護士会所属)は「夫に不満を抱えてきた妻が、人生の後半にさしかかって別れを切り出すケースが少なくない」と話す。

熟年離婚の最大の懸案が、財産分与だ。多くは子育てに一区切りがついた段階のため、親権や養育費をめぐる争いになることは少ない。一方で、蓄えや家をどう分けるか、老後の生活に直結するだけに折り合いがつきづらい。

口座情報や収支 まず把握 ◆ 請求権 2年で消滅

可能だ。浮気や暴力といった離婚原因に対する精神的苦痛への慰謝料とは分けて考える。

共有財産とは預貯金や有価証券、車、不動産のほか、退職金など支払われる見込みの財産、住宅ローンのような借金も含まれる。共有財産をリストにし、夫婦の評価額を合計し、どう分けるかを話し合うのが基本だ。

離婚に向けては、まず当事者同士が話し合い、まとまらなければ家庭裁判所に離婚調停を申し立てる。それでも合意できなければ裁判になる。

離婚協議を本格化させる前に、相手の財産と家計の状況を把握するのが賢明だ。配偶者名義の口座がいくつあるのか、月収やローンの残額は……。これらを確認せずに離婚を切り出すのは拙速だ。

例えば、通帳や源泉徴収票、保険証券、証券会社から送付される取引残高報告書など、財産にかかわる資料を集め、写しを控えておく。勤務先の財形貯蓄や持ち株制度による株の保有といった、「隠し財産」があるかもしれない。これらは給与明細で確認できる。

財産分与の請求権は、離婚成立から2年で消えてしまう。離婚と財産分与の話し合いを同時に進め、離婚成立までに財産をどう分け合おうかで合意したか、文書に残すことが望ましい。「債務不履行の場合は強制執行しても構わない」との一文を入れた公正証書を作成しておけば、支払いが滞った時の差し押さえが可能だ。

相手が財産の開示に応じない時は、弁護士を介した「弁護士会照会制度」を使ったり、家庭裁判所に「調査囑

託」を申し立てたりして、金融機関に預貯金の有無や残高を照会することが可能だ。その場合も、金融機関名と支店名を事前に特定する必要がある。情報収集が物を言う。

乗井さんが妻の依頼を受けたケースでは、夫は年収1千万円、親の援助を受けたマンションに住みながら、妻には月10万円しか渡していなかった。夫は離婚協議で「預金はほとんどない」と主張したが、調査囑託で過去2年の口座の出入金を調べたところ、「隠し財産」が判明したという。

離婚協議中に、相手が自宅など単独名義の財産を独断で売却してしまう可能性がある。これを避けるために、家庭裁判所に保全処分を申し立てることができる。ただ手続きは難しく、弁護士らプロの手に委ねた方がいい。

乗井さんの元には、「相手の実家は資産家なんです」と財産分与に期待してやってくる依頼者もいる。だが、親から相続した財産や結婚前からの貯蓄は個人に帰属する財産であり、財産分与の対象外となっている。

夫婦が共働きで、家計に必要な額を収入に応じて出し合い、残りをそれぞれの財産とすることをあらかじめ決めていた場合も、財産分与の対象にはならないので注意が必要だ。

離婚協議で感情的になると、「少しでも多く取ってやりたい」「1円も渡したくない」と思い込みがち。乗井さんは「別れるとはいえ数十年をともにした家族。どうすれば互いの生活を維持が可能か、相手に最低限の敬意を払うことが、解決の近道につながると思えますよ」とアドバイスする。(机美鈴)

